三重県土地家屋調査士会
弔　慰　規　程

本会会則第116条第２項の規程により会員又はその遺族に贈ることができる弔慰金又は見舞金の額は次のとおりとする。

第１条　弔慰金

（１）会員が死亡したとき。

金３万円、生花一対及び弔電

（２）会員の配偶者が死亡したとき。

金２万円、生花一対及び弔電

（３）会員の一親等の親族が死亡したとき。

金１万円、生花一対及び弔電

第２条　見舞金

（１）会員が疾病等により３ヶ月以上業務が出来ないとき。

金３万円

（２）会員が災害を受けたとき。

被害状況により会長が定める。

第３条　旅費

役員が当該役員の所属支部外へ弔問を行う場合、当会旅費規程第７条、同規程第５条及び第８条により支給する。

附　　則

この規程は昭和55年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は昭和59年３月17日から施行する。

附　　則

この規程は平成元年４月20日から施行する。

附　　則

この規程は平成３年１月12日から施行する。

附　　則

（施行期日）

1　この規程は平成13年５月２日から施行する。

附　　則

（施行期日）

1　この規程は平成14年４月24日から施行する。

附　　則

（施行期日）

1　この規程は平成14年４月24日から施行する。

附　　則

（施行期日）

1　この規程は平成15年８月９日から施行する。